



鳥取県公報

平成18年6月26日(月)
号外第104号

毎週火・金曜日発行

改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

目 次

人委規則	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (37) (給与課)	1
------	--	---

人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第37号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行し、同条による改正後の職員の職務の級の分類に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥 取 県

【定価 1部 1か月2,200円 (送料を含む。)】

(URL:<http://www.pref.tottori.jp>)



古紙再生紙の25%以上を配合しております